

役員報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第25条第2項に基づく役員報酬等について定める。

(報酬等の決定)

第2条 常勤理事及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号により定める監事(以下、「外部監事」という。)に対する報酬等は、次条以下の規定により決定する。

(基本給・報酬等)

第3条 常勤理事の基本給(月額)は、経験年数及び業務遂行能力等により理事会が決定する。
なお、上限及び下限は次のとおりとする。

専務理事 360,000円～400,000円

理 事 310,000円～340,000円

2 常勤理事に当協会事務局の役職を委嘱する場合は、役職に応じた職務給(月額)を加算する。ただし、複数の役職を委嘱する場合は上位役職の額を適用する。

事務局長 120,000円

部 長 100,000円

3 外部監事の報酬は、経験及び専門性等を踏まえ、監事の協議により決定する。なお、報酬の年間総額の上限は、第1項に定める理事の基本給(月額)の下限額とする。

(賞 与)

第4条 常勤理事の賞与は毎半期に支給する。

2 賞与支給額は、当協会の業績及び常勤理事各人の勤務成績等を考慮して理事会が決定する。

(退職慰労金)

第5条 常勤理事の退職慰労金は、役位毎に次のとおり計算し、その総計とする。

役位最終基本給×役位別係数×役位別期間(年)

ただし、1万円未満の端数があるときは1万円単位に切り上げる。

2 役位別係数は、次のとおりとする。

専務理事=1.8

理 事=1.6

3 退職慰労金支給の詳細は、理事会が別に定める。

(支給日及び支給方法)

第6条 報酬等(退職慰労金を除く)の支給日及び支給方法は、職員の就業規則に準じる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は会員総会の決議による。

附 則

- 1 1973年6月1日 制定
- 2 1996年1月1日 改正
- 3 2011年11月18日 改正
- 4 2025年6月13日 改正
- 5 2026年6月11日 改正